

第512回（定例）福崎町議会会議録

令和5年12月13日（水）

午前9時30分開議

○令和5年12月13日、第512回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	石川 治	8番	小林 博
2番	竹本 繁夫	9番	河嶋 重一郎
3番	牛尾 雅一	10番	松岡 秀人
4番	大塚 記美代	11番	城谷 英之
5番	吉高 平記	12番	富田 昭市
6番	植岡 茂和	13番	三輪 一朝
7番	宇崎 壽幸	14番	前川 裕量

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木 雅人 主 査 吉田 卓

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎 吉晴	副 町 長	近藤 博之
教 育 長	高橋 渉	公営企業管理者	福永 聡
技 監	宇都 善和	会計管理者	尾崎 俊也
町参事兼住民生活課長	谷岡 周和	総務課長	岩木 秀人
企画財政課長	蔭谷 秀樹	税務課長	松田 清彦
地域振興課長	成田 邦造	ほけん年金課長	西村 由紀子
福祉課長補佐	岸本 恵里	農林振興課長	吉田 利彦
まちづくり課長	山下 勝功	上下水道課長	橋本 繁樹
学校教育課長	大塚 謙一	社会教育課長	木ノ本 雅佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第1号	6番	植岡 茂和	(1) 学校施設について (2) さるびあドーム設備について (3) 都市計画道路について (4) 前回質問について
第2号	1番	石川 治	(1) 学生歌人岸上大作先生の顕彰について (2) こども家庭センター設置の進捗状況について (3) 農業委員会の在り方について
第3号	2番	竹本 繁夫	(1) 月見橋の拡幅について (2) 交通安全施設について

- 第4号 4番 大塚 記美代
- (3) 区長会要望に対して
 - (1) 認知症基本法を福崎町ではどのように活用するのか
 - (2) 精神障害のある人の経済支援対策について
 - (3) 役場職員の超過勤務とやりがいについて

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は、14名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の会議に小幡伸一福祉課長から欠席届が出ております。福祉課長の代わりに岸本恵里課長補佐が出席しておりますので報告しておきます。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
1番目の質問者は、植岡茂和議員であります。
質問の項目は
1、学校施設について
2、サルビアドーム設備について
3、都市計画道路について
4、前回質問について
以上、植岡議員。

植岡茂和議員 皆さん、おはようございます。議席番号6番、植岡茂和です。議長の許可を得まして、通告を基本に一般質問させていただきます。
2023年も残すところ3週間を切りました。今議会の尾崎町長の挨拶にもありましたが、スポーツの話題が多い年だったなと思います。ワールドベースボールクラシックの優勝、3月議会開催中にも熱戦は中継されていて、休憩時間に控室で同僚議員の方と応援したのを覚えています。最近では、阪神タイガースが日本一に、ヴィッセル神戸がJ1リーグ優勝と地元チームの活躍にも大いに盛り上がりました。野球界は大谷翔平選手の二度目のMVP、移籍先には世界が注目しました。移籍先でも活躍されることでしょうか。福崎町においてもスポーツに、また武道にと日々打ち込んでおられる方が多く、役場にも多くの垂れ幕を見ることができました。本当にスポーツが勇気、夢をくれた1年でした。スポーツは、心、体に元気をくれます。本当に身近なところであれば、親御さんが元気をいただけるという運動会ですね。福崎小学校の運動会に参加させていただいたときに、心配するお声をお聞きしていることにつき、質問させていただきます。
福崎小学校校庭整備についてお聞きします。
雨が降ると校庭の一部の土が流れてしまい、かなりのでこぼこができています。

昨年の福崎小学校の運動会に参加したときにも来賓席より町長、副町長、教育長にも見ていただき、これは危険だと整備をしていただきました。

その前回の冬の整備について、お聞きします。整備にかかった費用は幾らでしたでしょうか。答弁をお願いいたします。

学校教育課長 町内業者に施工いただきまして、消費税込で約30万円でありました。トラックの周辺を中心に、グラウンド一带にローラーを走らせまして、不陸整正をした上で、締め固めを行っております。

植岡茂和議員 私も整備が完了した際には見に行かせていただき、きれいになってよかった、これでけがの心配なく、生徒さんが走り回ることができるかと安心していました。しかし、今年の運動会に参加させていただいたときに、昨年よりは、ましではあるものの、また土が流れ、でこぼこになっていました。競技を見ておられる方からも、危ないからどうにかしてあげられないかとそういう相談も受けました。なので、前回の整備方法よりも効果的な整備方法はないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

学校教育課長 効果的な整備と申しますか、既存の土をかき起こしまして、下地を不陸整正後に、新たな真砂土を入れて、表層を生成する方法などがあるようであります。

植岡茂和議員 想像するに全面めくってとなると、すごい費用もかかるのかなと思うんですけど、大体どれぐらいの費用がかかるのか分かりますか。

学校教育課長 福崎小学校のグラウンドは、体育館前の芝生部分を除きまして、約7,400平米あります。概算ではありますが、真砂土を入れ替えるだけで約1,000万円程度を見込んでおります。

植岡茂和議員 多額の費用はかかるんですけど、整備検討していただけることは可能でしょうか。

学校教育課長 先ほど申しあげました工法によりまして真砂土を入れ替え、転圧することによりまして、現在、雨水が流れ、水路ができ、グラウンドがでこぼこすることがなくなって、それが長く持続するのかどうか研究も含めてする必要があると考えております。

植岡茂和議員 研究をしてくださるということなんで、どのような研究をされるのかはちょっとまだ分かりませんが、必要であるという答弁をいただいたので、研究をしていただくよう、よろしくをお願いいたします。

ふだんより生徒さんが元気に走り回る場所でもあるし、学習環境でもあるし、地域のスポーツにも使用されている場所ですので、やはりけが、事故の原因になる可能性があることなので、慎重に検討していただき、費用はかかるんですけど、検討の範囲内に入れていただくよう、よろしくをお願いいたします。そういう意味で質問させていただきました。なので引き続き、検討をよろしくお願ひします。

次の質問をさせていただきます。

近年さるびあドームでのイベントが増えてきており、各種イベントのたびに盛り上がりを見せています。盛り上がるにつれて参加していただける店舗も増えていまして、器具の洗い場等が少なく困っているという声をよく聞きます。現在はトイレの前にしかなく、トイレの使用の方と常に気を遣い合っているということも聞いています。片づけがメインであるとは思いますが、やはり飲食の機材をトイレ前で洗うというのはイメージが良くないと危惧されている方も多いため、洗い場の増設をしてほしいという要望があるんですが、検討していただけるのでしょうか。

社会教育課長 この洗い場の増設につきましては、既製品、流し台とかを使ってするのか、あと現場で製作するののかによっても異なりますし、あと排水の工事とか必要になり

ましたら、またちょっとそれによっても金額が変わってまいりますので、見積もりを聴取するなどして、設置できるか検討したいと考えております。

植岡茂和議員 今回、通告書になかったので、簡易設備の設置なら幾ら、現調で打つならどれぐらいの規模で、どれぐらいのものができるといいうのもまた調べて教えていただきたいなと思っております。

ちょっとそれを、結構、最近またイベントが多いみたいで、よく言われるので、なるべく早くしてあげたいなと思う反面、予算のこともあるんで、そのまま流せるようなものを洗いたいのか、またそういうのもちょっと、もっと聞き取りしてきとったらよかったですけど、イベント参加者の方らに頼むわと言われたまんま、今回質問させていただいたんで、ちょっともっと内容を詰めて、また課長と相談させていただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。福崎駅田原線についてお尋ねいたします。

用地対象者数に対して契約の進捗状況をお聞きします。

まちづくり課長 今、行っております福崎駅田原線でございますが、用地でご協力いただきたいと考えておりますのは、約25名の方がおられます。そのうち、今現在、契約いただいている方は10名でございますして、率にして40%の方となっております。ちなみに対象筆数でいいますと28筆に対しまして、契約していただいているのは8筆、こちらは率にして29%です。参考に同事業でやっております千束新町線ですが、こちらは契約対象者は15名で対象筆数13筆ございますが、こちらにつきましては現在、用地境界でありますとか支障物件の算定中でございますので、契約いただいている方はございません。

以上でございます。

植岡茂和議員 契約していただくには、それぞれの地権者さんのご理解、ご協力が必要であると思えます。現時点で反対されている方はおられるのでしょうか。

まちづくり課長 この事業につきましては地区の役員の方々を含め、関係者の方々には説明会とか、用地境界の立会いなど非常にお世話になっており、それぞれの方にご理解、ご協力を得ながら事業を推進しておりますが、ただ、現在、全ての方々にそういったご理解とご協力を得られているといったような状況にはなってございません。

今後も引き続きまして、地区の方々にもご協力いただきながら、そういった方が事業の理解を得られ、事業用地へのご協力をいただけるように努めていきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 まだ、ご理解いただけていない方もおるといことで、そのことも含め私たち地元区としても説明を受けている令和7年度末の工事完了に、今のままで間に合うんですか。

まちづくり課長 この事業の完了につきましては、今、議員が言われましたとおり現在、事業実施区間につきましては、事業期間を5年間ということから、令和7年度末というふうに説明をさせていただいております。ただ、今も言いましたように、用地買収等で遅れは確かに生じてきておりますので、町として今、令和7年度末完成を目指して、精いっぱい頑張っていくというのは変わっていないんですが、今の状況でありますとの令和7年度末完了というのは難しいというふうに考えております。

植岡茂和議員 理解、ご協力していただくためにも丁寧な対応が必要だと思えます。地元区からも要望を何点かお伝えさせていただいておりますが、地元区の要望を公安委員会と協議していただいているということも前回も聞いていたんですけど、その後の状況をちょっとお聞きしたいです。

まちづくり課長 現在、行っております、この交差点協議、公安委員会の交差点協議におきま

して、地元区との要望といいますか、認めていただきたい箇所が、現在は横断歩道の設置が2か所、それから通行規制の取りやめが2か所となっております。前回、答弁させていただきましたように、そのうち横断歩道の1か所については、設置の方向になっていくというふうには考えておりますが、残りの3点につきましては、現在進んでおりません。この公安委員会の判断基準は安全性、こちらを優先していますので、今の要望が難しい面があるのは、町としても承知はしているんですが、日常生活として利用されてます地元の方々の要望であるということ踏まえながら、引き続き公安委員会との協議は行っていきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 本当に地元区も活性化につながるから協力したい、楽しみやいう気分が上がってきたなというところから、また前回、質問をさせていただいたように雨水やそんなことで心配やと。今度は自分らの歩く場所がなくなるんちゃうかぐらいまでの不安を感じとるわけで、本当に地元区にすれば今、普通に生活している生活圏が分断されるっていうぐらいの意識を持っているんで、地元区への理解、そして安全のためにこれからも最善を尽くして取り組んでいただきたいなと強くお願いいたします。

以前、質問した続きにもなるんですけど、福崎駅田原線沿線を活性化するために、用途変更についてはどうなっていますか。

まちづくり課長 この福崎駅田原線の沿線につきましては、現在、第2種中高層住居専用地域というふうになってございます。こちらは住宅でありますとか、小規模の店舗については建築が可能ですが、今後この用途地域につきましては地元の意見も聞きながら、用途地域の変更は検討していきたいというふうに考えております。こちら県の担当者の協議は、今現在進んでおまして、この用途地域の変更、こちら以前の質問で議員から指摘いただきました、この地域の設定、例えば、道路の沿線を一律、幅何メートルというのではなく、地域の実情に合わせ、地形地物などで設定をするほうがいいのではないかとというふうにお伺いしたんですが、この件につきましては、県との協議の中におきましても、議員のご指摘に沿ったような形の調整が進んでいるというふうに思っております。

植岡茂和議員 本当に地元は、もう進んでいくにつれて活性化していただきたいという声と不安が本当に入り交じってます。協力していただいて土地を譲っていただいた方等には、やっぱり自分が譲った土地で、また福崎町が発展していくんをすごく楽しみにしているという声も聞きますし、対象区のお年寄りらは、やっぱりちょっと不慣れなもんが来るなという不安も当然あります。なので説明していただく機会が、またちょっと出てくるかなとは考えとるんですけど、やっぱりどういう完成図で、どういうふうな生活になっていくというイメージが、まだでき切っていないんで、だから余計な不安も当然、膨らんでいるところもあると思うんです。なので、また地元区長さんともまた話してみますけど、もう一度、やはり完成した完成図というのをちょっとイメージできるような説明会等をちょっと開いていただきたいと思うんですけど。課長、どうですか。

まちづくり課長 今、言われましたように、地元の方々にご理解をいただくというのは非常に大事だと思っておりますので、ご要望ありましたら、可能な限り対応はしていきたいと思っております。また、こういった計画の説明会のほかにも、事業がもうちょっと進捗していきますと、またその事業に対する説明会のほうも、こちらは町のほうからお願いをして開催をさせていただきたいというふうにも考えておりますので、併せてお願いいたします。

植岡茂和議員 この計画がよりよい計画になるように、引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。私の前回の質問についてのことなので、各議員さんにはちょっと配付していただいていると思うんですけど、質問させていただきます。

前回の質問でもありました、西中のネットについての答弁をよろしく願います。

学校教育課長 前のご質問以降、福崎西中学校に確認しましたところ、バッティング練習は他の部活動と重なることがないように配慮しながら、グラウンドの東側から西側に向けて行うようにしております。生徒からそのことについて、窮屈だという話は聞いていないという顧問の話でありました。

防球ネットの設置に要する費用であります、高さ10メートル、延長70メートルの防球ネットで、約350万円の見積もりでありました。

今後につきましては、南側の田んぼへボールが入らないように注意しながら、練習をしたいと考えております。

植岡茂和議員 とりあえずは練習方法だけで対応されるということで、一応、僕も耕作者さん、おじさんに当たるんで、一応、話はさせてもうて、今のところは、課長の答弁いただいた方法で対応していくということになっるとという話もしました。なんで分かったと、入ったら言うわということには答えてもうてます。

ただ、僕がこれ再三質問させていただいたんは、必ずネットをつけろとそういう話でもなく、練習方法の変化だけで、今、起きてる田んぼへボールが入るという問題を解決したと思うのがちょっと軽い話ではないのかなと思ったんで、再三質問させていただいたんです。ボールが入って機械にトラブルがあったということも、現実にあったことですし、それを耕作者さんが、わざわざ役場に言うことではないと、もうええがなということやったんで、そのときで止まってるんですけど、そんなことを機械壊れたから、この補償どうなるんやとかそういう話になるのが、ちょっとまた何ていうんですかね、問題を軽く見過ぎた結果、そうやっていくんじゃないかという不安もあるということもあるので、再三質問させていただきました。耕作者さんは今のところは、それで入れへんねやったらええがなということ言うてくれとってんで、次入ったら、また質問させていただくということにしようと思っております。

次の質問がスケートボード場についてです。

スケートボード場のシェルター等の設置についての答弁をお願いいたします。

社会教育課長 スケートボード場のシェルターにつきましては、見積もりを聴取しまして、令和6年度の設置に向けて検討を進めております。

植岡茂和議員 もうぜひ設置をよろしく願いますとあそこを利用されてる方の親御さんから言われてるので、もう夏場は、親がつきっきりでいたら、もう本当、死んでしまうというぐらい暑いんですね。やっぱり照り返しもすごいですし、なので、今、検討していただいていますということで、大喜びというところです。

それにシェルターつけていただくから、ちょっと我慢してくれという話も僕からもさせていただいたんですけど、照明器具について続けて質問させていただきます。

照明について、全体ではすごい額になるのかなとは思いますが、部分的な、小さい面積での照明の設置はできないのですか。答弁をお願いします。

社会教育課長 部分的に照明を設置した場合、必要とされる照度が確保できない部分が生じまして、かえって逆に危険度が増すおそれがありますので、部分的な照明の設置ということは考えておりません。

植岡茂和議員 今、部分的なことは考えていないということなんですけど、奥側ではなく、手前側の障害物がある部分だけ等の設置、あそこの面積はわかりますか。

社会教育課長 手前部分の障害物を設置しております部分の面積は、約550平米ございます。
植岡茂和議員 その550平米を基準の明るさにしようと思ったら、どれぐらいの費用がかかりますか。

社会教育課長 正確な費用の算出には、ちょっと設計をする必要があるんですけども、照明器具のメーカーにこの福崎町のスケートボード場の平面図送りまして問い合わせをいたしました。その場合、手前の部分だけという、一応、全体の部分ということで、メーカーのほうから話があったんですけども、全体で必要な照度を確保しようとするので14本で28灯の照明が必要との回答がありまして、この照明器具と、いわゆる材料費だけで約1,000万ということ聞いております。それに加えて、あと受電設備、これはキュービクルとかになりますけども、その改修費用でありますとか、あとそこにまた電気を引っ張ってくる電気配線の工事とかは、また別途必要になりますというふうに聞いております。

植岡茂和議員 検討を続けていただこうと思ったら、やっぱり手前部分だけでも、確実にこれぐらいかかるという設計が要るのかなとは思いますが、ちょっとそれをお願いしてからになるかも、この先検討をされるのかどうか、答弁をお願いします。

社会教育課長 このスケートボード場、これは利用される方が限定されるということもございまして、あと夜間の利用ということになると、青少年の健全育成の観点からもちょうと難しいというふうに考えてございまして、現時点ではスケートボード場に照明設備を設置するということは考えておりません。

植岡茂和議員 現在は考えておられないということで。また僕もそういう今、課長の答えを聞いて、また利用しよう子らと、また一遍話してきます。それでもやっぱり強く求めるようでしたら、僕らもその声を届けたいといけなくて、また一般質問させていただこうかなと思っておりますので、引き続き、またよろしくお願ひいたします。

非常に一番バッテリーとしてはあっさりしているんですけど、2023年の私の一般質問もうこれで終わりたいと思いますが、この後も同僚議員が質問されていくんですけど、町民の皆さんの思いを伝えるべく、一般質問させていただいてるわけなんです。議員だけの発言と捉えず、町民さんの思いを言葉にして届けているんです。なので実現の難しい声も当然あるんですけど、どうかできない理由をお答えするのではなく、どうすればできるのか、どうすれば思いの形に近づくのか、そういう答弁をお願いしたいと思います。自分の一般質問で引き出せてない自分の勉強不足もあるんですけど、どうかもっといい一般質問ができるように勉強させていただいて、2024年はどうか住み続けたい街に選ばれるという思いを込めて、今年一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長 以上で、植岡茂和議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は、石川治議員であります。

質問の項目は

- 1、学生歌人、岸上大作先生の顕彰について
- 2、こども家庭センター設置の進捗状況について
- 3、農業委員会の在り方について

以上、石川議員。

石川 治議員 議席番号1番、石川治でございます。早速ですが議長の許可をいただき、通告書に沿いまして、一般質問をさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書の第1に入らせていただきます。学生歌人、岸上大作先生の顕彰についてであります。

二人の名誉町民よりもはるかに福崎町にゆかりの深い岸上大作先生ですが、平成26年度に約1,000万円をかけて辻川山に望郷の丘を設置したのみ

で、その後の顕彰については全く触れられません。先生は福崎町井ノ口で生まれ育ち、福崎高校から國學院大学文学部に入学、当時の安保闘争に身を投じ、安保世代の学生歌人として立命館大学の清原日出夫とともに、東の岸上大作、西の清原日出夫とうたわれるほどのすばらしい歌人でした。学生時代に早世されてしまいましたが、これほど有名になられた学生歌人をなぜ福崎町として、例えば、名誉町民として顕彰するとかしないのでしょうか。福崎町として顕彰することなく、今まで過ぎてしまったがゆえに、生家跡も取り壊されてしまい、また、岸上大作信奉者の聖地となっていたお墓についても、いつの間にか墓じまいをされてしまっております。名だたる学生歌人であった岸上大作先生について、何もなかったかのように忘れ去られるままにしておいてよいのでしょうか。高橋教育長のお考えはいかがでしょうか。

教 育 長 今、言われましたとおり、若くして亡くなられておりますがゆえに専門家の方に対してはよく知られておられますが、福崎町内での知名度はそんなに高くないと認識しております。それに町内での知名度を上げたり、この町民さんに対する貢献度などの実績があまり知られておられないというふうな認識で現在おります。

石川 治議員 その認識がされてないということが問題なんですけれども、それにはやはり福崎町として、これだけの人やったというバックアップが必要じゃなかったんでしょうか。福崎町名誉町民条例を検索しますと文化の進展に貢献し、その功績が卓絶で、世の敬仰に値すると認められたものに対して名誉町民の称号を贈るとなっております。名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定するとされています。歴代町長もなぜか触れられなかったこの件について、尾崎町長のお考えをお願いします。

町 長 岸上先生といわれる歌人がいらっしゃったということは、私も知っておりますし、私はこの先生の顕彰も時々、時々と言っていいかどうか分かりませんが、させていただいているというふうに思っております。それが名誉町民に値するかどうかということは、これはもうちょっとよく考えてみななければいけないのではないかなというふうに思います。そういった提案とか受けたのは、石川議員が私の知る限りでは、まだ初めてだというふうに思っております。そういったふうに町民の皆さんが思っておられるのか、多くの方が思っておられるのか、そういったことも含めて、よくよく考えていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

石川 治議員 時々、顕彰をさせていただいているというのは、何か分かりにくいお話やったんですけれども、過日、総合計画審議会の際においても岸上先生の件を副町長にお尋ねをしたところ、姫路文学館において岸上大作コーナーを設けていただいておりますとのことでありましたので、見にいってきました。すると何のことはない、播磨関連の20人ほどの小説家、歌人、文学者の中に紛れて、1メートル幅程度のコーナーでの紹介があるのみでした。他力本願ではなく、福崎町としての姿勢を問うております。近藤副町長、何かご意見はございますでしょうか。

副 町 長 岸上大作先生に限って、毎年毎年っていうことはしてないですけども、先ほどから答弁しておりますような形で取り組んでるところです。ただ、当然、歴史民俗資料館なり、柳田國男記念館その辺にも学芸員がおります。そういった中での整理っていうんですか、そういうことはしておりますので、そういった形で福崎町として取り組んでいくことができるのか、そういうことは今後も考えていきたいと思っております。

石川 治議員 この役場の福崎町紹介のホームページ上の福崎町ゆかりの著名人の紹介コーナ

一にも名前がありません。町民憲章には、多くの偉人を産んだ学問、芸術文化の故郷ですとうたいながら、何の対応もされておられません。さきに取り上げた望郷の丘においても、目の前の木が生い茂り、何も見えません。片や福崎高校においては、顕彰碑を立てて、卒業生としての顕彰に努められております。福崎町として図書館にも何にもありません。歌人としての紹介は必要です。せめて町立図書館には大々的に紹介のコーナーを設けて、顕彰すべきではないでしょうか。木ノ本社会教育課長、そういった展示方法は可能でしょうか。

社会教育課長 図書館のほうには、郷土の作家とかいうような形でコーナーは作らせていただいております。それと、この岸上大作先生の著作につきましては、絶版とかになっているものが多く、なかなか入手がしにくいという部分もあるんですけども、入手したりとかそういうことができないか、ちょっとまた考えてまいりたいと思います。

石川 治議員 その郷土作家のコーナーというのが、今おっしゃるようにあるんですけども、そこには岸上先生の関連は全くないんですよ。姫路の文学館へ行ったら、岸上先生の関連の本はあります。ですので、そういったところからでも入手をさせていただいて、今後、展示等をお願いしたいと思います。すぐにでもまた、ご検討をいただきますように、よろしく願いをいたします。

次に、通告書の第2に移らせていただきます。こども家庭センター設置の進捗状況についてであります。

令和6年度施行の各市町村における、こども家庭センター設置についての進捗状況は、現在どのようになっているのでしょうか。こども家庭庁において、令和5年5月12日に開催された、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会資料によりますと、趣旨・目的は母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける、子育て世代包括支援センターと児童福祉法に基づき、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対する子供家庭総合支援拠点が併存しておりますが、これら二つの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関、こども家庭センターの設置に努める。こども家庭センターはできる限り妊産婦、子供や保護者の意見や希望を確認、またはくみ取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担うとなっております。

また、人員配置についても規定されており、こども家庭センターには組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1か所あたり1名配置する。統括支援員には、改正児童福祉法により導入されるこども家庭ソーシャルワーカーを取得することが望ましいとされています。母子保健法と児童福祉法で二つに分かれている支援機関を一本化し、自治体に設置の努力義務を課すとされました。こども家庭センターは令和6年4月以降の設置を目指し、児童福祉法と母子保健法の改正を行い、今年度設置されたこども家庭庁が所管することとなりました。21年の4月時点で、子育て世代包括支援センターは全市区町村の9割を超す1,603市区町村で設置済みであります。この中には福崎町も入っているということでした。

次に、こども家庭総合支援拠点は、4割弱の635市区町村にとどまっています。この4割弱の中には福崎町も入っております。子育てに優しい福崎町の面目躍如というところでしょうか。うれしい限りです。

しかしながら、来年度から実施という、この目前に迫りながら、その話が全く

報告されていない現在、この進捗状況が気になります。どのようにお考えなのかお聞かせください。

ほけん年金課長　こども家庭庁によります、こども家庭センター設置運営要綱案に基づきまして、令和6年度からのこども家庭センターの設置に向けて、現在、準備をしているところであります。機能的には、議員もおっしゃいましたが、おおむね現行の母子保健事業及び子育て事業の内容となりますので、保健センターで一体的に実施していく予定としております。

石川 治議員　ちょうど今、来年度予算の作成時期であります。こども家庭センターを新規事業として立ち上げることについて、今、課長が言われたような事業は進めるけれど、人の増員配置計画もなく、センター長も、統括支援員も全てを兼務ということのないように、この点については、よろしくお取り計らいくださいますよう、要望をしておきます。

次に、通告書の第3に移らせていただきます。農業委員会の在り方についてであります。

今年の7月に農業委員の改選があり、この件については議会で承認をしたところであります。これに伴う農地利用最適化推進委員の6名の選考についておかしなことになっていきます。広報で福崎、田原、八千種の各地区から2名の募集と通知をされておりながら、今回は福崎地区から1名、田原地区から3名という形になっていきます。推進委員候補者の推薦、募集をかけたおきながら、期日までに福崎地区からの推薦が一人しかなかったからという理由で、事務局が他の各種団体からの選任という形を取り、田原地区の委員を1名推薦されました。福崎地区からの推薦が1名不足しているという時点で、福崎地区の農業委員等に推薦を求めるともできたのではないのでしょうか。農業委員会の重点業務として、農地利用の最適化の推進が位置づけられ、1、担い手への農地利用の集積、集約化、2、遊休農地の発生、防止解消、3、新規参入の促進であり、この業務の推進を図るための現場活動を担うのが、農地利用最適化委員です。農地が荒廃しつつある現状を見る上で、各地区からの2名の選出委員にこの業務をお願いする、それが従来の推進委員の選考ではなかったのでしょうか。事務局としての一方的な推薦をした農地利用最適化推進委員の委嘱について、総会で農業委員に、これでよろしいかと有無を言わず承認を求めるという今回の決定方法について大きな疑問を感じずにはられません。総会では一人の農業委員さんから、この決定方法については、おかしいと疑問を投げかけられておりましたが、意見として受け止めておきますの一言だけで終わっていました。なぜこのような事態になったのか、説明をお願いします。

農林振興課長　議員、言われましたように、当町では福崎町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則第2条第2項におきまして、推薦受付及び募集する区域を田原地区、八千種地区、福崎地区に設定しておりまして、各地区2名ずつ計6名を推進委員の定数としております。

このたびの改正において、農業委員と同様に各地区区長会に推薦を依頼したところ、福崎地区内で1名、田原地区内で3名、八千種地区内で2名の計6名の推薦がございました。結果、その他の団体等からの推薦や一般募集による応募がなかったため、定数6名に対し候補者が6名でありましたので、各地区2名ずつという区域の定数どおりにはなっていない状況でありましたが、区域ごとの定数に不足が生じたときは、隣接する区域の者が担当することができるものとするという同規則第2条第2項ただし書に基づき、福崎地区に隣接する田原地区の方に福崎地区担当として割り当てさせていただきまして、農業委員会が委嘱をしたとこ

ろでございます。前回の改選のときにおきましても八千種地区の推薦が1名であったため、隣接する田原地区の方に八千種地区の担当をしていただいていたところでもあります。事務局が一方的に決めたものではございません。農業委員会のほうで決めて、委嘱をさせていただいております。

石川 治議員 区長会からの各地区2名という推薦、各地区の区長会から福崎地区は1名やったということ、その出てきた時点で、そしたらもう1名どなたかないですかとかいうそういうのはなかったのでしょうか。

また、その他の団体からあったら、人数的にどうなっていくんでしょうか。今の福崎地区からもしも、もう一人の推薦があつての2名、それ以外に、ほかの各種団体から推薦がまたもう1名あったらいうときには、そんな判断はどちらのほうでされるんですか。

農林振興課長 もちろん委嘱は農業委員会ですみますので、その辺の判断は農業委員会においてさせていただきます。先ほど2名ずつというのは、区長会に2名ずつ出してくださいよと、こういう定数を決めて依頼をしておるわけではございません。広報などに出しているのは、2名ずつ定数になってますよということで募集をさせていただいております。制度の概要としましては、推薦のご案内、お知らせなどとして幅広く推薦を求める観点から、直接的な依頼は、あまりしてはいけませんよというふうになってますので、そのような募集とさせていただいております。

石川 治議員 後日、田原地区の方から、今まで各地区からずっと2名ずつの体制できた推進委員やったのに、今回、何でか知らんけども田原地区が3名、福崎地区が1名いうてなってますけれども、これはどんな経緯やったんでしょう、石川議員は聞かれていますかと言われて、初めて今回の件を出させていただいたものです。前回は八千種地区が1名で、他の団体からということで、今、課長の話はあったんですけども、こういったところ町長はどのようにお考えでしょうか。

町 長 この最適化委員を委嘱するというんですか、選ぶ権限は農業委員会にありますので、私がどうこうという立場にはないと、このように思っております。

石川 治議員 また、この農業委員会のことについても今後、私も勉強をさせていただきたいと思えます。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 しばらく休憩いたします。

再開を10時35分といたします。

◇

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次、3番目の質問者は、竹本繁夫議員であります。

質問の項目は

- 1、月見橋の拡幅について
- 2、交通安全施設について
- 3、区長会要望に対して

以上、竹本議員。

竹本繁夫議員 議席番号2番、竹本です。議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

まず、月見橋の拡幅についてでございます。質問の内容なんですけども、まず最初に順番を変えさせていただいて4番目のほうから、月見橋の拡幅の中身の中

で4番目のほうにさせていただきたいと思えます。

まず、福崎駅から新しく都市計画道路が、これは計画があり、現在、用地交渉とか進められておられます。都市計画の中には現在入っていないわけなんですけども、将来的にこの市川に新しい橋が計画されていると思えます。この計画の予定、何年頃、この橋は計画を考えておられるのか。それとも、まだまだ考えておられないのか。その点を最初に聞きたいと思えますので、よろしくお願ひします。

まちづくり課長 この福崎駅田原線で予定してます、新しい橋の建設時期でございますが、こちら具体的な目標年次は、まだ決まっておられません。最短でも現在、実施中でありまして道路の工事完了後となり、その後国、県との協議、調整になるわけですが、こちらにつきましても、この事業完了のめどがはっきりしてから行うというふうになってこようかと思えます。

この事業完了の年度ですが、先ほどの植岡議員のご質問でも答弁しましたように、令和7年度末というふうに予定をしておりますが、現在ちょっと令和7年度末完了は難しいのではないかとこのふうにも思っております。町としましては、この新橋が供用開始できてこそ新橋が供用開始されますと福崎駅へのさらなるアクセス強化につながってくるというふうにも考えておりますので、今はこの事業の少しでも早い事業完了、こちらを目指しているといったところでございます。

竹本繁夫議員 今現在では、決まっていないと。この福崎田原線が完了してから、次の計画に進んでいくということになりましたら、私的にはもう10年、本当にもっと先になるのではないかなとそういう予測はいたします。大きい事業でございますので、1日も早く工事完了が進み、この橋の計画もされることを願っておるわけなんですけども、現況の橋、月見橋なんですけども、もうご存じのように、これまで幾度も一般質問もされておられたと思えます。実際、交代ができない。私も知らなかったんですけども、お互いに譲り合って、交互に行き交う、もう私が見ておった限りはそういう感じがすごくしておったわけなんですけれども、地元の方から「竹本議員、知っておるか。結構あそこでトラブルが起こっておるんだ」という話も聞かせてもらった中で、そうなんですか、私は譲り合って、本当にお互いの行き交うあれで、そんなにトラブルもなしに済んでおるのかなと思っておったわけなんですけども、やはり罵声も飛び、もう少しで大きなけんかになるということも度々あるという話を聞かせてもらった中で、今の月見橋が少しでも拡幅の改善する余地があるのか。必要性と申しますか、そういうことが、町としての考え方はどう思われておられるのか、少しお聞きしたいと思えます。

まちづくり課長 今ご指摘いただきましたように今の月見橋、非常に狭小な幅員でございますが、乗用車でもすれ違いが困難でありますため、通行をされる方には非常にご不便をおかけしていることは承知しております。ただ、9月の一般質問でも同様のことを申し上げたんですが、拡幅するにしても、現在の河川占用、こちらの基準を満足することができないというふうにも考えておりますので、現在、具体的な拡幅計画、改善計画というのは持っておりません。

竹本繁夫議員 市川に対して、こういった橋の架け替え、またそういった県と国の手続もややこしく、また条件が狭められるということも認識するわけなんですけども、現在、月見橋の橋をそのまま残して、その横に同程度の新しい橋を新設すれば、同程度の、費用的にはどれぐらいの費用がかかるのか。ざっとよろしいので、教えていただけたら、お願ひします。

まちづくり課長 まず、お金の前にですが、真横、そばに、例えば新しい橋、同程度の、今4メートル程度の月見橋なんですけど、同程度の橋を建設することについてですが、現在の月見橋、あそこは河川堤防が非常に低いということになっておりまして、

もしあそこに橋を架けるとなると、両側の取付け道路、国道312号、または町道の千束新町線でございますが、そちらのかさ上げをしていくという必要性が出てきます。それが河川占用からいきますと詳細な検討とか、実際に河川管理者との協議は行ってはいないんですが、最低でも1メートル50センチ以上のかさ上げが必要になってくると。そうなりますと真横にある現在の橋との連絡道、取り付けがもう全くできないということになってきますので、現実的ではないということから、具体的に工事費の試算は行っておりません。

今、言われました、概算で言いますと、例えば新しい初めにご質問いただきました駅田原線の新橋、これ幅員が14メートルとちょっと違うんですが、こちらの概算費用、延長で割って月見橋との延長に直しますと、7億ぐらいは必要になってこようかなと。それプラス取付け道路1.5メートル上げるかさ上げ、それに伴う両側の道路の沿道にあります補償等がございますので、そちらの試算はできておりませんが、橋の建設、新橋の建設だけでも7億程度のお金はかかってくるのではないかとというふうに試算しております。

竹本繁夫議員 費用的には7億という費用ですけれども、この4メートルの道路を新しく横につけていく、またそれに伴ってかさ上げ等をしていくと言われたわけなんですけれども、どれぐらいの費用だったらできる、ちょっとその辺のところは本当は難しいところでございますけれども、費用対効果のこともあるわけなんですけれども、先ほど最初に質問させていただいたように、新しい橋がまだ計画もされてない、そして、めどは令和7年末に事業完了してから、事業着手にできるように取り組まれるということでございますので、めどはあるのかも分かりませんが、なかなかそこまで待つていくのがいいのか、本当にちょっとこのトラブルがこれ以上起こらなければいいんですけれども、その辺のところは危惧するわけなんですけれども、そういうようなところも含めて、この橋の重要性というのはあるのではないかなと思うわけなんですけれども、どう思われますか。

まちづくり課長 当然、町の西と東を結ぶ非常に重要な橋梁になっておりますので、橋梁の必要性は認識しております。ただ、先ほど申しましたように事業費もございますが、やはり一番のネックは河川占用で、その条件を満たすには、今、町道の千束新町線、それから国道312号沿線の道路を上げてくると、その道路を上げるに当たって、もう既に住居等がありますので、そちらの手当ても必要となってきます。それらが大きなネックになってくるというふうに考えておりますので、今、具体的に計画は持っていないと言ったのが先ほどと同じ回答になるんですが、今の状況でございます。

竹本繁夫議員 今の状況の話をお聞かせいただいたら、本当に難しい、また、そういう条件があるのではないかなということをお認識はさせていただきました。その認識した中であるわけなんですけれども、この現在の月見橋を取り壊して、それも併せて、そこに新しい道路を全体に造るとなりましたら、費用的にはどれぐらいかかってくるのか。今、先ほど簡単に7億というのが、14億程度見たらいいのか、その辺のところを教えてくださいと思います。

まちづくり課長 こちらの回答も先ほどと同じように、まず一番の問題は取付け道路の問題がございますので、そちらをクリアすることが条件になってきますが、概算費用でいきますと、先ほどの月見橋7億と言いましたのは、14メートルの幅員の駅田原の新しい橋、こちらが250メートルで18億ほどかかる、メートル当たり720万ぐらいの計算になります。それを月見橋は今95メートルの橋長となっておりますので、それに当てはめますと7億弱ということで、幅員が今の4メートルに対して14メートルということで、大分差があるので、本当の概算で申し上げ

げました。ですので、新しい橋の場合も恐らく今度は歩道も要りますので、約10メートルか、14メートルの道路となると思いますので、新しい橋を建設する場合も同じお金になります。先ほどの同程度の橋のときがちょっと大きな数字になっているというふうに解釈、ご理解いただきたいと思います。それプラス、今度、今の月見橋の取り壊し費用が今度はおかかってくるので、そちらは1億ぐらいかなというような試算になってこようかと思っています。

竹本繁夫議員 新しく橋をこしらえていくにしても、その横に橋を、同程度の橋を造るにしても大変、河川占有の問題、また、どうしても橋、橋脚を造るに当たったら、河川の流量、河川が流れてくる断面の計算もされていく中で、橋も高くなるというのは認識しておるわけなんですけども、ただ一点、新しい橋をこしらえていくには、そういった条件もなかなか難しいということの説明だったかなというのは思います。

でも、この橋の重要性は理解していただける、いただけておるということで理解したらよろしいでしょうか。町長、その辺のところはどう思われますか。

町長 この月見橋なんですけれども、現在でもそれなりの利用される方がいらっしゃるということは、私もよく分かっているつもりでございます。また、そのうちの何割というところまで調べてませんが、市川町の方が多く利用されているということも事実であろうと思います。

そういったことは理解はしているんですが、先ほどからまちづくり課長が申し出ておりますように、ここの橋を付け替えをするということにつきましては、物理的に困難であるというふうな思いを持っております。先ほどから申し上げておりますように、橋をつけようとするれば、両側の国道、あるいは新町千束線を1.5メートル以上上げなければならない。そうしますとその周辺の住民の皆さんのご理解が得られるかどうかですね。そんなことも含めまして、なかなか河川協議がもう整わないであろうというのが、今の町としての考え方でございます。

竹本繁夫議員 今の町長の答弁にありましたように、利用者もあり、また、ただ物理的にも難しい。またその中には、周辺の住民にも理解をしてもらうためにも、そういうことの努力も必要やということの認識をさせてもらい、なかなか今の状況では月見橋の拡幅については難しいという答弁で理解してよろしいでしょうか。

町長 そのように答弁をさせていただいたところでございます。

竹本繁夫議員 それでは次の質問でございますけれども、交通安全施設についてでございます。

これは以前にも同僚議員がされてた話であります。道路の停止線や横断歩道、これは皆さんもご存じのように消えかかっているところが、これはたくさんあると私は思っております。横断歩道については、警察の公安委員会との協議が必要ということ、そういうようなところについては、町からもお願いをしていただきたい。

そして、あわせてここに横断歩道があることを意味するひし形のマーク、これも同じように消えかかっているところがすごく多いと思います。道路を走っていらっしゃったら、私は東中学の近くでございますので、東中学から中井印刷の前あたりのところに横断歩道があるわけなんですけども、その線もやはり通学路に当たりますので、消えかかっているところを見受けられます。西中においてでも北側いうんですか、校舎側のグラウンドじゃない反対側のほうなんですけども、これも横断歩道がもう消えかかっていると。

そして、また後で質問したいと思うんですけども、外側線、これは100メートルから200メートルほどの外側線なんですけども、ほ場整備を今、神谷のほう、ほ場整備、整地されてますわね。そのところの道路がそういう工事車両が走

るから、道路の外側線が消えておるのかどうかは分かりませんが、全く外側線が消えております。そういうようなところが町内であちこち見受けられます。また高岡小学校で、私は横断歩道が全く消えておるやないかというふうに見たところがあつたわけなんですけども、これは歩道のほうがそちらがないために、歩道のほうが優先的に考えておられるから、横断歩道を消しておられるところが、これは1か所ありました。

そういうような状況が見受けられ、また福崎小学校の前、これは緑だったかちょっと色は忘れちゃったけども、「文」いう字、というのは学校があるということで、「文」の表示が道路上にされてます。かわいい字で、もう分からないような。なぜもっと大きくされてないのか、ちょっと不思議だったんですけども、皆様も姫路のほうを走られたら分かると思うんですけども、青い升の中にちゃんと「文」いう字をしっかりと書かれています。でも、福崎町は、何か遠慮して、ちょっと「文」と書かれています。

そういうような中で、すごく学校の通学路に関してでございますけれども、そういった消えかかっているものに対して、町はどう思われているのかお聞きしたいと思います。

町参事兼住民生活課長 横断歩道等に関しましてですけども、こちらのほうにつきましては、今、議員言われましたように、警察のほうでの管轄ということになります。警察のほうで時下を確認をされて塗り直しが必要な箇所を把握されているところもございませうし、町としましては、町内の横断歩道を確認して、塗り直しが必要である箇所については、警察に塗り直しの要望もしておるところでございます。

また、横断歩道の手前にありますダイヤマーク、こちらについても併せて塗り直しのほうお願いするということではございます。

竹本繁夫議員 今、課長のほうから答弁があつたわけなんですけども、私は交通量の量によってもこの白線消える可能性というのは、すごく横断してるところなんか、すごく消えておりますんで、見るとこはちゃんと見えておると、ちょっとそういうふうには思いますけども、この白線とかいうのは、何年ほどたてば塗り直しの考え方はあるのか。それとも、もうやはり現況を見て、消えておるところは、そういった今、警察の協議しながらされるのか。ちょっと教えていただきたいと思つています。

町参事兼住民生活課長 横断歩道に関しまして何年経過で塗り直すというふうなところではなくて、今、言われましたように薄くなつてくる状況、こちらのほうを見て、塗り直しをされているということでは聞いておりますし、こちらもそういったことで要望もしております。福崎警察署のほうから、県警本部のほうに要望もされて、県警本部のほうで塗り直しの判断をされているということではお聞きしております。

竹本繁夫議員 横断歩道というのは、警察との協議が必要と思つたわけなんですけども、外側線のほうは、塗り直しのほうはどう扱っておられるんですか。

まちづくり課長 外側線、それから中央線、破線、黄色の実線は違うんですけど、外側線等につきましては道路管理者が行うことになっております。そちらの塗り直しの時期でございますが、横断歩道同様、何年たつたらというのはないんですけども、見た目になるんですけども、そういったのがひどければ、認識がしにくくなれば塗り直すというふうになっておまして、今現在、町では毎年度、今、令和5年度までは年間400万程度で塗り直しをさせていただいております。令和6年度からは、それを増額してもっとたくさんの外側線が塗れるというふうな計画変更をしているところでございます。

それと先ほど西中の外側線、横断歩道ありましたが、あそこは今現在あの路線につきましては、道路の舗装の改良をしております。ただ、議員の質問の中でも

あったんですが、ほ場整備がやられておりまして、そのほ場整備で道路を横断する箇所、工事を2か所予定されておりますので、それが終わってから舗装工事を行う、その舗装工事に合わせて外側線を塗り直す予定としておりますので、今あの間だけ塗れていないというのは、その工事を待っているからという状況になっております。

竹本繁夫議員 今、課長のほうから答弁していただきましたように、ほ場整備の事業が終わり次第、また塗り直しの、また舗装も含めてされるということの認識でよろしいんですか。

ありがとうございます。

そういうような状況についてなんですけども、この地域については、本当に各地区の区長さん方が結構、自分たちの子供が学校通学路とか、自分たちの地域の道路の状況なんかをやはりよく把握されておられると思うんです。また、そういうようなところを各区長にお願いして、というのは、空き家調査についても各区長にお願いすることによって、やはり町のほうもそういった状況をすぐに把握できる。これ、本当に利点があります。だから、そういうようなところも、ただし調査したから、すぐにそこをやってくれるかなとすぐ思われる区長もありますので、私にしたら、この消えかかっているところから、10年いうたら長いかも分かりませんが、10年から15年、本当に計画的に直していくと。そういうようなことも含めて、把握されたらどうかと。それは、私がちょっと思うわけなんですけども、やはり、職員の人数も限りありますんで、ずっと町内を回ってこくことも、機会も多いと思うわけなんですけども、やはり状況は各地区の区長さん方のほうが、その辺はよく分かれると思うんで、要望等を含めてそういった話が長期的にできていくほうがいいのではないかなと。

ただ、今そういった白線が年間400万がいきなり倍増、倍増までできれば一番いいんですけども、なかなかできにくい可能性もありますんで、その辺の状況も含めて地元の区長さんに頼めるところはどうかと思うわけなんですけども、その辺はどうですか。

町参事兼住民生活課長 横断歩道に関しましては、先ほども申し上げておりますように、町のほうから警察のほうにお願いするという状況ではございます。ですので、町のほうでは今のところできるだけ把握するにはしておりますけども、今、言われましたように各地区の区長さんから情報をいただければ、町のほうも把握しやすくなるというような状況でございますので、そういったところがございましたら住民生活課のほうへ言っていただければというふうには思っております。

県警のほうにつきましても、ある程度の期間を決めてというのはなかなか難しいということでも聞いております。やはり現状を見て、なおかつ県下の分、全部ということになりますので、予算の範囲内ということで、そういった見直しをされているということですので、そういったところでは、できるだけこちらのほうも通学路等、重要性の高いところについては、お願いをしていきたいというふうには思っております。

竹本繁夫議員 また、その点も併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、交通安全施設の中で、今、本当に今年の夏は暑かった。昨日だったですかね、「暑」いう字は2番目の、一番は「税」やったんで、ちょっと皆さんもご存じと思うんですけども、ちょっとそういう一文字の中での話しましたように、本当に私が感じるころには、季節感が秋が本当になくなり、冬が、来週からまたもっと冷えてくるという気候になってくるという話が出ております。今日はそんなにカーブミラーは曇っていませんでしたんで、割と見やすく思ひます。これ

は今、町内で把握されておるのかどうかは分かりませんが、何基ぐらいのカーブミラーがあるのか。そして、以前のカーブミラーいうんですか、もう見えにくいカーブミラーと合わせて、そういった箇所は、何か所あるのか。基本的には1年でどれだけの基数を変えておられるのか。そこを教えてくださいたいと思います。

町参事兼住民生活課長 町内のカーブミラーの設置件数につきましては、令和4年度末現在で861基ということになっております。どこが見えにくくなっているかっていうようなところについては、なかなかその数自体は、把握はしていないところではございません。通学路等の要望があったりですとか、見にくいというようなところで先ほども言われましたように、区長さんからの要望等がありましたところをできるだけ交換するようにしておるといような状況でございます。

そういったところで交換しておりますので、基数についても、たしか10基から20基程度の、年度によっては違うんですけども、いような設置というところにはなっております。

竹本繁夫議員 1年で10基から20基、これはもう要望によって変化があるなということ承知しておりますので、できるだけその点も併せて引き続き要望のあるところをしていっていただきたいとこの辺は思います。

このことと少し話が別なんですけども、カーブミラーで今まで結構、交通いうんですか、関係するボランティアの方なんですけども、結構カーブミラーの清掃いうんですか、要はそういったことを昔はされてたように思うんですけども、最近全く見受けられないんですけども、その辺の考え方は何かあるんですか。

町参事兼住民生活課長 各地区に交通安全の婦人部ということで、各集落のほうでお願いをしておるんですけども、以前は、そういった方に清掃道具等お渡しをしまして、カーブミラーが見にくくなったら掃除してくださいねっていうことも言っていたんですけども、業者のほうに確認しますと、今のアクリル系のミラーが多いです。あまり掃除するのはいいことないというようにございまして、本当に跳ねた泥とかがついておりましたら水で流すとかいうのはあるかもしれないんですけど、こするといのはあまりよろしくないということですので、そちらについてはもうお願いしていないという状況ではございます。

竹本繁夫議員 カーブミラーが少し、先ほども課長も言われたように、すごく泥がついて、ちょっと見にくいとかその辺のところは、アクリルの拭いたら余計いかんいうところと、本当に泥がついておるところと、ちょっとその辺は考えなければならぬかなと思います。また、その辺は地元のほうで考えなければならぬかなというのは、認識いたしました。ガラスでなく、アクリル板になっておるといことの中で理解したいと思います。

次に、最後の質問でございますけれども、区長会要望に対して、これは毎年各地区から12月の4日だったですか、締め切り、各地区からたくさん要望があったとこれは思います。それから、区長会全体の通じて、これは大きな事業を考えられておるところから、継続要望、新規要望等に分けながら、毎年、町のほうに要望として出されております。

本年度について新規、継続要望、これは区長会から大きな事業として出されておる数でございますけれども、どのぐらいの数があったのか。また、要望の中でこの来年度予算にどれぐらいの予算額で、まだ予算の時期から少し前でございますけれども、計画的にはどれぐらいの数ができそうか教えてくださいたいと思います。

総務課長 令和5年度の福崎町区長会のご要望につきましては、7月26日付で福崎町区

長会長からいただいたところでございます。その内訳といたしましては、新規要望が7件、継続要望が11件でございます。それについての令和6年度ということでございますが、まだそのような段階にいてないということもございまして、そのあたりの区長会要望に対しての幾らつけてるとかそういうような考え方は、ちょっと今まで持ってなかったところで、そのような分類も行っていないところでございます。

竹本繁夫議員 今の質問をさせていただいておるのは、各地区から出されておる要望については、予算がどこどこついたらと、回答のときには、これはすぐ、ましてや自分たちの住んでおる地区でございますので、よく分かるわけなんですけれども、結構、区長さんの全体的な要望、区長会から出したやつ、なかなか予算がついてないという声をよく聞くわけなんですけれども、その辺のところ、一つこういう事業しようと思ったら、大きな事業については県とか国とかにお願いしなければならない点多々あるわけなんですけれども、その点も含めて、事業費的には難しいわけなんですけれども、町として、その考え方を2億やったら2億、3億円やったら3億、そういう要望に対して、予算化を最低しておると、毎年考えておると。要望が出てから、その予算額を考えるのではなくて、要望に対してこれぐらいは懐を持っておるとというのが一番本当はいいんですけれども、なかなかそこに置いておける財源が見つからないかも分かりません。私が考えることではありませんけれども、その辺のところ、要望額に対して予算額の配分はできないものか。その点、町長どう思われますか。

町長 そういった配分の仕方というのも一つの方法であろうかと思いますが、今のところ私といたしましては、要望事項の内容を一つ一つ精査をさせていただいて、必要なものに対して予算を張りつけるとそういった形で進めていきたいというふうに考えております。

竹本繁夫議員 町長の答弁言われるように精査して、なかなか予算を張り付けていくというのは難しいのも、これも分かるわけなんですけれども、やはり毎年、多分そういった予算の執行をしていく中で、そんなに大きく変わらないのではないかと思います。そういうような中で一応また予算の中身をどれぐらい置いておける、またそれぐらいいつも使っておるというのを一度また検討して行ってほしいなと思います。そうでなかったら、何か要望出していった中では、いつも割と回答してくれないというような認識がすごく最近、区長会の中ではされておられますので、そういう中で次回、これぐらい本当は町はやっておると。また、各地区から要望出されておる事業費についても、全部合わせたらすごく費用になってくる。私は来ておりますので、毎年、福崎町としては、これぐらいは本当にやっておると。それは、なるほど県の事業とか、国の事業に乗っかかる部分はまた別かも分かりませんが、私は要望に対して、かなり町は執行していただいておりますのではないかなと思いますので、その点また説明できるような状態にしてほしいなと。そうでなかったら、何かあまり町はしてくれないというふうな声だけが出て、私はそうではないよ、それぞれからも区から出ておる中では、よく町は配分してくれとるし、あと県とか、国とか持って行くときには、用地交渉とかそういったことも踏まえなければならぬので、なかなかすぐにはできないために時間がかかっておると、そのために継続事業になっておるのではないかなとそういう認識でおるわけなんですけれども、間違っておりますか。最後、答弁をお願いします。

町長 竹本議員がおっしゃっているとおりでございます。例えば、道路改良の予算の枠というのが、大体この程度であるとか、土地改良事業での用意しているお金がこれだけ程度であるとか、そういった大枠は決めております。

けれども、区長会からの要望といいますと、道路とか、舗装とか、土地改良だけじゃなくて、もう多種多様にわたっておりまして、継続事業の中には、もうなかなか困難だということも申し上げても、やはり要望だけはしておきたいというようなものもありますので、そのまま残っているというようなことではなかったかと思えます。区長会の要望、以前に比べて、区長会の中でも、よくよく精査をしていただいております。新規要望、それから継続要望も件数からいいましたら、少なくなっているように思っております。今回も心がけたことなんですが、前向きに考えたいことは前向きな答弁をさせていただいているというふうに思っております。

ただ、どういうんでしょうか、2級とか、1級とか、地元負担のないところで、大きな金額の要望というのもし出てきているというの事実でございます。そういった大きな金額になるものについては、なかなか一気にということも難しいような案件もございますので、やはり1件、要望ごとにきちっと精査をさせていただいて、必要なものを優先順位をつけて順番に実行していくという姿勢で臨みたいとこのように思っております。

竹本繁夫議員 どうしても町長の言われるように、もうこれは私も当たり前だとこれはもう思っております。優先順位つけ、どういった事業がこうすることによって、効率よく、また効果がいけるんか、それが精査になってこようと思うんですけども、そういう点を含めてよろしくお願ひしたいとこれは思っています。すぐに土地改良事業とか、道路事業についても、本当に一つの事業を取り上げていくなると大きな事業費が重なってきます。ため池事業にしても億いう金がかかってきますので、一つ採択するごとに。ただ、地元だけじゃなくて、県、国のほうにも補助をつけていただかなければ事業は進まないといふことも理解していきますので、その点も含めて地元からの要望、また精査し、効率のいいように採択していただけるようお願い申し上げます。私の一般質問をこれで終わりたいと思っております。どうも、ありがとうございます。

議長 以上で、竹本繁夫議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、大塚記美代議員であります。

質問の項目は

- 1、認知症基本法を福崎町ではどのように活用するのか
- 2、精神障害のある人への経済支援対策について
- 3、役場職員の超過勤務とやりがいについて

以上、大塚議員。

大塚記美代議員 議席番号4番、大塚記美代でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、認知症対策についてお尋ねします。

福崎町においても高齢化率29%で、少子高齢社会に突入しており、今後、認知症はますます増えていくと思われまます。認知症についての対策は急務であり、全国的にも対策が進められようとしています。本年6月に認知症基本法ができました。この法律では、それぞれの町の実情に合わせた対策を講じるようにということです。福崎町では、これをどのように活用し調整に生かしていくのかについてお尋ねします。

まず、町内の認知症の方をどのように把握しているのでしょうか。

福祉課長補佐 介護認定を受けている人の中で、認知症の方の人数は約280人です。これは国保データベースシステムからの集計となります。この数値は令和4年度集計の数値ですので、現状は高齢者数の増加により、もう少し多い数値になると思われ

ます。

また、認知症の症状がありながらも医療にかからず、診断を受けずに町内で暮らされている方もおられると思いますので、町内全ての認知症の方の実数は何人というのは分かりかねます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。介護保険運営会議では、なかなか実数を把握するのは困難ということでしたが、調べていただき、ありがとうございます。

その280人という数字をどのように考えるのかですけれども、これはどうなんですかね。福崎町は全国的とか、兵庫県下見て、多いのか少ないのか。ちょっと通告に書いてなかったんですけど、分かりますか。

議 長 暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前 11時26分

再開 午前 11時26分

◇

議 長 会議を再開いたします。

大塚記美代議員 また、運営委員会のほうでお聞きしたいと思います。

次の質問は、認知症基本法の基本理念の4に、認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療、福祉サービスが切れ目なく提供されることとあります。認知症の人の意向を町としてはどのように尊重するのでしょうか。まず、認知症当事者の意向を聞いたことがありますでしょうか。

福祉課長補佐 先ほども申し上げました、認知症としての疾患がある人を全て把握するのは困難ですが、個別の案件について申し上げますと、例えば、認知能力に衰えがある人、判断能力が落ちた人などに対しては、地域包括支援センターが社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業につなげたり、また身寄りのない方などに対しては、成年後見人制度などにつなげていっております。

町の施策としては、高齢者福祉計画や介護保険事業計画には、認知症高齢者が尊厳を保ちながら、穏やかな生活を送れるためには、家族を含めた町民が認知症を正しく理解し、地域で支えていくことが必要ということ認知症施策として記述しております。認知症になっても地域で暮らしていくためには、周囲の人たちが正しく理解し、認知症の方に寄り添っていただくことが大事であると考えています。

大塚記美代議員 今の質問は、認知症の本人の意見を聞いたことがありますかという質問だったんですけど、直接聞いたことはないという理解でよろしいですか。

福祉課長補佐 認知症の方々からの直接的な意見については、今後は認知症カフェなどに地域包括支援センターの職員が出向くなどして、意見や意向を伺う機会を設けたいと考えています。なので、あまり当事者の方から意見を聞いたことはない状況になります。

大塚記美代議員 認知症カフェについては、町内2か所ありまして、月1回程度開催されていて、多分、参加者は数名程度だと思います。この280人という中での数名ということなので、そこに出向いて意見をお聞きするのは、とても大事なことだと思いますが、ほんの一部ということになりますので、今後、認知症の方に直接意見を聞いていくということがもうこの法律にも書かれていますので、ぜひ認知症当人の意見を聞いていただいて、認知症施策に反映していただけたらと思います。

次に、介護人材のマンパワー不足が危惧されております。今後は、地域住民の役割も大きくなっていくと思いますが、認知症に対する住民の理解は進んでいる

のかという質問です。

先ほど介護保険運営会議でのアンケート調査の結果によりますと、認知症の方や、その家族を支援したいですかという問いに対しては、支援したいという人が、前の調査よりは減少していました。反対に支援したくないという人が増えているという結果については、どう考えられますか。

福祉課長補佐 議員がおっしゃいましたように、令和2年度に計画の策定に当たって実施したアンケート結果よりは、認知症の方を支援したいと言われている方がポイントとしては10.4ポイント減少しております。このアンケートは、65歳以上の元気な高齢者を対象に実施したものですので、若年層の意向は分かりかねる部分もありますが、今後、独り暮らしの高齢者はますます増加すると考えておりますので、認知症になっても地域で、周囲の方々の支えで暮らしていけるよう啓発活動に力を入れていきます。

大塚記美代議員 啓発活動はもうかなり前からされていたと思うんですけど、その結果がこういことで、このままでは認知症のある人は住み慣れた地域で暮らそうというのが目標ではありますが、それはなかなか難しいのではないかと心配を持っておられる住民の方は多くいます。その住民の心配に対しては、どのように答えられますか。

福祉課長補佐 確かにこれからどんどん認知症の方が増えていくということは、全国的にも、町においても考えられていることではあります。いろんな認知症の方でも、地域の中で暮らしておられる方、施設に入られておられる方いろいろありますが、今の町の方向性としては、なるべく地域の中で支えていける体制づくりというところから、各地区において「我が事会議」というものを開催しておりまして、そちらのほうでも認知症の方の見守り支援の対策であるとか検討していく中で、なるべく地域全体で理解を深め、見守りを行っていく方向で町としては取り組んでいきたいと考えております。

大塚記美代議員 我が事会議が各地区で進んでいることは知っておりますが、実情といたしましては、災害時の要支援者ですかね、そのための我が事支援会議で、主に地区の役員の方々が参加しているようにお聞きしていますけども、そういう我が事会議で、この今の認知症の方を地域で支えるということはできるんでしょうか。

福祉課長補佐 確かに参加いただいている方は、地域の区長さんや民生委員さん、福祉委員さん、民生協力委員さんのような役職を持たれた方がベースとはなっておりますが、その中で現在させていただいている地域の実情を見ますと、実際にやはり福祉の関係者が集っておられるということで、特に認知症の方に対する見守りというところは議題にも上がってまいります。その役員さんがやはり中心になって見守り活動を行うというものの、その広がり地域の方にも浸透させていくという役割も会議の参加者の方にはあるのかな。ただ、個人情報との関係もあつたりはしますので、なかなか難しい部分もありながらも、そういう見守り体制っていうのは、今の我が事会議の中では十分に論議はされているのではないかと考えてはいます。

大塚記美代議員 これからますます我が事会議が進んでいくことを望みます。

先ほどの話にも出ました認知症カフェですが、介護保険の運営会議でも来年度以降、今2か所ある認知症カフェを3か所に増やすというような計画でございましたが、3か所でいいのかなと思うんですけど、ただ高岡地区は行ったことないんですけど、近所の方が歩いてでも行けるのかなと思いますけど、やっぱり家族の送迎がないとなかなか行けない立地かなと思います。

それで認知症カフェを計画の中では3か所っていう目標ではありましたが、今の認知症カフェの在り方もいろいろ考え方はあるでしょうけど、もっと各地区に

広めていくというような考えはどうでしょうか。

福祉課長補佐 今現在、高岡に1か所、田原に1か所ということで、合計2か所カフェのほう
していただいております。計画の中でも、もう1か所八千種地区のほうにでき
れば、設置ができないかというふうに検討しておる段階です。

今、議員さんおっしゃいましたように、その広がりが各地域にという形で本当
に行っていければいいんですけれども、なかなかこのカフェの運営自体も今、運
営していただいている方がボランティア団体であったり、地域の民生委員さんで
あったりということになっておりますので、その点これからやはりこのカフェ
の需要というものも踏まえながら、どのような方々に支援をしていただけるのか
というところで、担い手の育成も含めた形でカフェの運営については検討してい
きたいと考えております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。ぜひ検討よろしく申し上げます。

次に、64歳以下の若年性認知症の方についての対策についてお尋ねします。

若年性認知症の人は、町内に何人いるのか把握されていますか。また、その人
たちに対する支援はどのようにされているのでしょうか。最も若い人ですので心
配されているのはお仕事のことだと思いますが、就労はできているのでしょうか。

福祉課長補佐 40歳から64歳までの方、いわゆる2号被保険者が介護認定を申請できる原
因となる疾病は16の病気に限られ、特定疾病と申しますが、その中に初老期認
知症、いわゆる若年性認知症がございます。

当町で2号被保険者の方で介護申請をされ、介護認定を受けておられる方は2
0名おられます。その中で初老期認知症が要因となった方は5名おられます。そ
の方々が就労されているかは不明ですが、恐らく支援や介護サービスが必要とな
った方が介護認定を申請されておりますので、就労しているとは考えにくいと思
っております。それ以外に、若年性の認知症症状があり、介護サービスも利用さ
れていない方、要介護認定を受けていない方が何人いるかは分かりません。支援
については、地域包括支援センターでは、若年性認知症の方々に対しても相談や
介護保険制度の説明などを行っております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、小学校での認知症教育は行われているということですが、実際どのよ
うに行われているのかについてお尋ねします。また、その効果はどのように評価
しているのでしょうか。その評価を基に今後の展開はどう考えているのかについ
てお聞きします。また、実際に認知症の方と小学生が接するという機会はあるの
でしょうか。認知症の人と実際に交流するっていうことで理解がかなり深まると
思いますので、お尋ねします。

福祉課長補佐 町独自の施策で福祉教育として毎年、町内の小学4年生に認知症サポーター養
成講座を実施しています。内容は認知症の病気についてと認知症の人との関わり
方についてで、講座中に子供たちから質問や意見コーナーを設けております。令
和6年度からは小学校に加えて、中学校2年生を対象として養成講座を再度、実
施する予定にしております。

しかしながら、認知症学習の中で小学生が実際に認知症の人と交流する機会と
いうのは、今のところ設けておりません。

大塚記美代議員 ありがとうございます。やはり実際に関わるということでは理解が深まると思
いますので、やっぱり各地域でそういう認知症カフェなどを望まれるのかなと
思います。

次に、認知症の理解を住民の方に深め、認知症の方々との交流を目的にした
「ラン伴」という事業が私も最近知ったんですけれど、このラン伴についてどう

思われますか。福崎町で取り組む意義についてはどう考えますか。

福祉課長補佐 認知症の家族を含めた当事者同士の交流や仲間で何かを成し遂げることは、非常によいことだと思っております。町での取組についても活動により、認知症に関係のない方も巻き込むことで理解が深まり、支援の輪が広がると考えております。認知症基本法では、国民に広く認知症についての関心と理解を深めるため、9月21日を認知症の日、9月1日から9月30日を認知症月間と定めています。それらの期間に、特に啓発活動に取り組む必要があると思っておりますので、そういった事業の企画の参考にさせていただきたいと思っております。

大塚記美代議員 ぜひいろいろな事業を企画していただいて、啓発活動に努めていただけたらと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。精神障害のある方の経済支援対策についてお尋ねします。

精神障害のある方は、福崎町でも年々増加しており、精神保健福祉や大人のひきこもり対策にいろいろな対策を講じてくださり、ありがとうございます。経済的な困り事を抱えている精神障害のある方に対して、どのような対策を考えておられるのかをお聞きします。

まず、福崎町の精神障害者手帳所持者は年々増加していますが、その方々の生活状況は把握しておられるのでしょうか。

福祉課長補佐 支援を必要としている方の生活情報は、必要な範囲で把握しております。その方法は次の2点です。

1点目、精神障害により生活に支障が出た場合、ヘルパーや就労訓練など障害福祉サービスを活用し、生活の質の向上を目指す方法があります。そのような障害福祉サービスを利用する場合は、相談員によるアセスメント、計画立案、モニタリングなどがあり、その方の生活状況を把握することになります。それらの情報は役場へ提出されますので、福祉課が確認しております。

2点目です。障害者手帳の申請、交付、自立支援医療の申請の際など福祉課窓口で必要に応じて、生活上の困り事がないか声をかけております。一方で、精神障害の情報を伏せておきたい方もおられますので、障害者手帳を持たれている方全てに関わり、支援をしているわけではありません。

申し上げましたように、支援の必要な方には寄り添って相談や必要な福祉サービスなどにつなげていっております。

大塚記美代議員 ご丁寧な対応ありがとうございます。その障害者手帳2級の方が増えているというのは、データで分かります。2級と3級を合わせると約7割を占めていますが、その中で一般就労に就いている人は何割ぐらいいるかは分かりますか。

福祉課長補佐 精神障害者保健福祉手帳2級の方は、福崎町では101人おられますが、その中で一般就労についている方の人数は把握できておりません。先ほども申し上げましたとおり、精神障害者福祉手帳所持者全てに対し、関わり、支援する方法ではなく、支援を必要とする方に対して、生活相談や福祉就労など福祉サービスにつなぐ支援として役場は関わっております。

大塚記美代議員 これは厚労省が出しているデータですけど、一般、精神障害で一般就労に就いている人は約4割というふうなデータがありまして、それは1年以上就労、一般就労続けられた人っていうことで、かなり精神障害の場合は一般就労は1回はするんですけども、なかなか続かないと。3か月ぐらいで、主に原因は人間関係による病状の再発だったりすることが多いようですが、そのような状況でございますので、精神障害者手帳を持っている方が、なかなか一般就労には就くのは難しいということ、ご理解いただけたらと思います。その点で、なかなか一般就労が難しいので、収入が少ないということが推測されると思います。

次に、収入が少ないので、出ていくお金もできるだけ減らしたいと皆さん思って、持っているお金が少ないもんですからね。福崎町では精神科の受診とか、薬代、精神科の薬代については、自立支援医療が、法律では1割負担なんですけども、その1割も町が負担していただいて福崎町民は無料で、自己負担なしで精神科の診療を受けることができます、外来だけですけど。ですけども人間ですから、精神科の薬だけでは済みません。中年以降の方々も多くいらっしゃって、高血圧や糖尿病で内科に通院している人も多くいますし、整形外科や耳鼻科、皮膚科、歯科などに通院している方も多くいます。しかし、診療費は一般の方と同じ3割負担です。経済的に苦しいがために、診察が必要なんですけど、もう我慢して、歯医者も行かないっていうような方もいます。診療が遅れて入院とかなるとさらに医療費が膨らむことや病気が手後れになってしまうっていうこともあると思います。精神科以外のほかの診察料も精神科外来と同じように1割負担っていうのにはできないでしょうかという要望なんです。

ほけん年金課長 福崎町の福祉医療制度では、県の制度に合わせまして、精神障害者福祉手帳をお持ちの方のうち1級の方だけを対象に、精神疾患以外の疾病にかかる医療費を助成しております。精神障害者福祉手帳2級、3級の方の医療費を助成しようということになりますと町単独でその制度を拡大するということが必要になってまいりますので、ちょっと現在のところは考えていない状況です。

大塚記美代議員 現在のところ考えてはおられないとは思いますが、かなりの負担になると思いますけども、試算していただいて、もし今の3割負担でかかっている人が、それが1割負担になった場合、2割が町が負担してするようになったら、町の持ち出しはどれぐらいになりますか。

ほけん年金課長 手帳2級の方について、県の補助がないと先ほども申し上げたんですが、議員がおっしゃるように自己負担3割のうち本人さんに1割負担していただくと、町が2割負担するという、助成するということになります。試算なんですけど、精神障害者保健福祉手帳1級の方に係る福祉医療の制度の中で、令和元年度からの実績では、医療費の3割に相当する本来の自己負担の額を見たところ、一人当たり平均で年額約4万5,000円という数字になりました。この平均の実績で計算しますと町の負担というのは、4万5,000円の3分の2になりますので、一人当たり3万円ということになるかと思います。2級の手帳の所持者の方が101人いらっしゃって、仮になんですけど9割に当たる90の方が医療機関を一般の疾病で受診されるということ仮定して計算しますと、町の助成金額は、3万円掛ける90人で、270万円が年間で必要ということになってまいります。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

また、引き続き質問は続けていきたいと思いますが、最後の質問に移ります。

福崎町役場職員の超過勤務とやりがいについてお尋ねします。

まず4月の春の辻広場まつりから始まり、夏まつり、秋まつり、歩こう大会、福祉大会、成人式、初出式など多くの事業が休日や夜にあります。その準備から後片づけまで、多くの職員が執務されています。きちんと代休は取れているのでしょうか、心配しています。また、平日の勤務で定時に帰っている人はどれだけののでしょうか。来年も新しい職員が入ってきてくれるようですが、その人材を大切に育てていく必要があると思うので、以下の質問をします。

福崎町の職員の残業時間は減っているのですか。

総務課長 減っておりません。直近の5年分の数字をお答えをさせていただきます。平成30年度は時間数では、2万890時間となっております、この30年度を仮

に100%として以降、割合もつけていきます。令和元年度は2万1,650時間で104%、令和2年度は1万6,925時間で81%、令和3年度は2万2,029時間、105%、令和4年度は2万5,653時間で123%となっております。

大塚記美代議員 やっぱりコロナが明けて、行事が増えたら一気に増えてるということですが、これについてはどのように思いますか。

総務課長 おっしゃいますようにコロナのときは、予防接種ということもございましたし、それ以降、行事が平常に戻ってきた。コロナのときに若干ノウハウが2年、3年途絶えてるようなこともありましたので、その反動という部分での準備に時間がかかったと、当日だけじゃなく、準備に時間がかかったという部分もあろうかと思えます。

大塚記美代議員 分かりました。

次に町職員の転職率っていうのが毎年どれぐらいあるか分かりますか。また、近年の動向はどうでしょうか。

総務課長 転職率というお言葉でございますが、ちょっとこちらのほうで転職といいますか、定年退職以外で退職した率というような形で直近5年分をお答えさせていただきます。平成30年度は2人、率にしますと1.2%、令和元年度は4人で2.3%、令和2年度は2人で1.3%、令和3年度は5人で3.2%、令和4年度は8人で5.2%です。数字としましては、ここ2年間増えておりますが、その多くは、ご家庭、ご家族の事情のためとなっておりますのでございます。

大塚記美代議員 ご家族の事情っていうことで、これはどうしようもないのでしょうか。ちょっと分かりませんが、今年、または来年入ってくる人も含めて、せっかく育てた職員が途中でやめるっていうことは、かなりもったいないことであると思えますので人材を、入職したときはすごいやる気に満ちていると思うんですよ。そのやる気をどう育てていくのかっていうようなことは、役場としては対策を講じておられると思えますので、どのようなことをされているのかについてお尋ねします。

総務課長 大きな柱といたしましては、研修でございます。職場を離れての外部研修に新任のときから逐次、参加をしていただいております。総務課から割り当てる研修だけではなく、自ら希望する研修への参加もしていただいております。研修後は、研修報告書の中で、個人の感想を提出してもらっておりまして、自己の成長や肯定感につながっているというような感想も多くいただいております。

また近年、力を入れておりますのが、課長級のマネジメント研修でございます。従来の下に厚く、上に薄いとも言われていた研修体系から、研修メニューを改善して、組織に大きな影響を及ぼすマネジメントについて、高い階層の職員のスキルアップを図っているところでございます。

2点目は、各所属の課長による面談の実施です。年間3回、各職員の当該年度の目標設定についてヒアリングをする5月、次年度の人事計画のために、各担当の次年度以降の計画、予定をヒアリングする9月、そして当該年度の目標に対する業績をヒアリングする1月で、それらを面談強化月間と定めまして、仕事面だけでなく、プライベートも含めて会話する機会を設けて、風通しのよい職場環境の構築を図りつつ、自己の成長、肯定を進められるような機会を設けております。

最後3点目は、職員が提出する自己申告書であります。こちらは現在の仕事の状況、自己の能力、異動希望、健康状態、職場に対する要望、提案、意見などを記入して、職員個人から、直接、総務課へ提出する仕組みでございます。令和4年度までは対象者を係長以下としておりまして、異動希望がある場合に出すとい

うイメージがついておりましたが、課長補佐以上の職員も申告できるようにしてほしいという職員からの声を受けまして、令和5年の9月から課長補佐、副課長、課長等を含めた正規職員全体に対象を拡大をいたしております。

また、様式につきましても、提出しやすい順番や尋ね方に改善をいたしております。希望する移動先をはじめ、仕事に生かしたいと思う自己の資格や免許、派遣や出向の希望などの設問により、仕事に対する自己PRや積極的な考えを出すことができるようになっております。さらに異動希望がなくても、ご家族の状況や病気の状況、また特技など一部分の記載でも提出をしていただいております、ハードルがなくなったといえますか、出しやすくなったというような感想をいただいているものもございます。

以上、現在はこの3点で取り組んでおります。今後も、仕組み制度が複雑にならないよう、また形骸化しないよう注意しなしながら、絶えずやる気のある優秀な職員の、優秀な人材の育成に向けて改善を進めてまいります。

大塚記美代議員 すばらしい取組をありがとうございます。その自己申告書は何人ぐらいが出されてるんですか。

総務課長 令和4年度では、7人の提出でございました。令和5年度は、現在のところ47人の提出でございます。

大塚記美代議員 この対策が結構、実を結んでいるように思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で、大塚記美代議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了しました。

次の定例会4日目は、明日12月14日木曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 0時02分